

改正

昭和37年10月9日条例第54号	昭和39年3月28日条例第29号
昭和39年11月18日条例第81号	昭和39年12月23日条例第86号
昭和40年4月23日条例第31号	昭和41年3月28日条例第18号
昭和41年12月21日条例第60号	昭和42年12月22日条例第52号
昭和43年10月12日条例第37号	昭和43年12月23日条例第42号
昭和44年7月14日条例第32号	昭和44年10月8日条例第42号
昭和45年3月5日条例第5号	昭和45年12月2日条例第54号
昭和46年3月18日条例第20号	昭和46年10月13日条例第44号
昭和47年3月3日条例第8号	昭和47年11月29日条例第41号
昭和47年12月25日条例第44号	昭和47年12月28日条例第48号
昭和48年12月22日条例第54号	昭和49年3月4日条例第5号
昭和49年12月28日条例第68号	昭和50年3月19日条例第21号
昭和50年7月14日条例第40号	昭和51年3月8日条例第4号
昭和52年3月7日条例第6号	昭和55年3月3日条例第2号
昭和55年10月15日条例第40号	昭和57年7月14日条例第29号
昭和61年7月24日条例第43号	平成3年3月19日条例第33号
平成3年10月15日条例第61号	平成9年3月21日条例第38号
平成11年3月19日条例第20号	平成12年10月13日条例第78号
平成12年12月22日条例第83号	平成17年7月8日条例第85号
平成19年3月16日条例第36号	平成20年3月21日条例第30号
平成24年3月21日条例第39号	平成24年12月25日条例第93号
平成25年7月9日条例第42号	平成29年10月13日条例第48号
令和2年3月24日条例第29号	令和5年3月17日条例第14号

山形県県営住宅管理条例をここに公布する。

山形県県営住宅条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条の2）
- 第1章の2 県営住宅及び共同施設の整備基準（第2条の3）
- 第2章 入居者の選考（第3条—第10条）
- 第3章 家賃及び敷金（第11条—第16条の4）
- 第4章 使用及び管理（第17条—第25条の6）
- 第5章 補則（第26条—第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき県営住宅及び共同施設の整備基準を定めるとともに、法の規定に基づく県営住宅及び共同施設の設置及び管理並びにこれらの施設の敷地の管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 県営住宅 公営住宅（法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）で県が事業主体であるものをいう。
- （2） 共同施設 県営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設で法第2条第9号に規定するものをいう。
- （3） 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定す

る収入をいう。

(設置)

第2条の2 県は、低額所得者の住宅不足を緩和するため、法の規定に基づき、必要な地に県営住宅及び共同施設を設置する。

2 県営住宅の名称及び位置並びに県営住宅に併設する共同施設は、規則で定める。

第1章の2 県営住宅及び共同施設の整備基準

第2条の3 法第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準は、次の各号に掲げる事項並びに次項及び第3項に定めるもののほか、当該各号に掲げる事項を踏まえ、規則で定める。

- (1) 県営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備すること。
 - (2) 県営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者及び同居者にとって便利で快適なものとなるように整備すること。
 - (3) 県営住宅及び共同施設を建設するに当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮すること。
- 2 住棟は、再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）の導入に配慮して整備するよう努めるものとする。
- 3 住棟その他の建築物は、積雪等を考慮して整備するよう努めるものとする。

第2章 入居者の選考

(入居者の公募の方法)

第3条 知事は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、次の各号に掲げる事項を県公報に記載するほか、新聞、ラジオ、掲示等の方法により公表しなければならない。

- (1) 所在地、戸数及び規格
- (2) 家賃及び敷金
- (3) 入所資格及び選考方法
- (4) 申込みの方法及び期日
- (5) その他必要な事項

(公募の例外)

第4条 知事は、災害による住宅の滅失、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げ（法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）に係る契約の終了、公営住宅建替事業（同条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）による公営住宅の除却その他政令第5条各号に規定する特別の事由に係る者について、公募を行わずに県営住宅に入居させることができる。

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）並びに被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、第1号を除く。）に掲げる条件を具備するものでなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) その者の収入が次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める金額を超えないこと。

イ 入居者又は同居者が障がい者である場合等入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円

ロ 県営住宅が法第24条第2項に規定する公営住宅に該当する場合 214,000円（同項に規定する当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（入居者資格の特例）

第5条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止（以下「公営住宅の用途廃止」という。）により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第2号ロに掲げる県営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第1号を除く。）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。

（入居者の申込み及び許可）

第6条 県営住宅に入居しようとする者は、知事に申し込み、その許可を受けなければならない。

（入居者の選考）

第7条 入居者の申込みをした者の数が入居させるべき県営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、政令第7条各号の一に該当する者について行う。

- 2 知事は、前項に定める者について住宅に困窮する実情を調査して、適切な規模、設備又は間取りの県営住宅に入居することができるよう配慮し、住宅に困窮する度合の高いものから順次入居者を決定しなければならない。
- 3 前項の規定により入居者を決定する場合において、住宅に困窮する度合の相違を認めがたいときは、公開抽選により入居者を決定するものとする。

（入居補欠者）

第8条 知事は、前条の規定により入居者を選考する場合において、入居を許可する者（以下「入居決定者」という。）のほかに、入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

- 2 知事は、入居決定者が県営住宅に入居しないとき、又は入居して1年以内に当該県営住宅を立ち退いたときは、前項の入居補欠者のうちから、入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。

（入居）

第9条 入居決定者は、許可のあつた日から10日以内（知事の承認を受けたときは、知事の指示する期間内）に、知事の定める手続をしなければならない。

- 2 知事は、入居決定者が前項の手続をしたときは、県営住宅に入居することができる日（以下「入居可能日」という。）を通知しなければならない。
- 3 入居決定者は、入居可能日から15日以内（知事の承認を受けたときは、知事の指示する期間内）に入居しなければならない。
- 4 知事は、入居決定者が第1項に定める期間内に同項の手続をしないとき、又は前項に定める期間内に入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

（連帯保証人）

第10条 入居決定者は、2名の連帯保証人を立てなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める者については、この限りでない。

- 2 前項に定める連帯保証人は、県内（当該連帯保証人が入居決定者の3親等内の親族である場合は、国内）に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認めるものでなければならない。

第3章 家賃及び敷金

（家賃額の決定）

第11条 県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、政令第2条に規定するところにより、知事が定める。ただし、第15条第1項の申告がない場合において、法第34条の規定による請求を行つたにもかかわらず、県営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。）とする。

- 2 政令第2条第1項第4号に規定する数値は、知事が別に定める。
- 3 第1項ただし書の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定するところにより、知事が別

に定める。

- 4 知事は、入居者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が第15条第1項の規定による収入の申告をすること及び法第34条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、政令第2条に規定するところにより、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を定めることができる。

（家賃の徴収）

第12条 家賃は、入居可能日から県営住宅を明け渡した日又は第24条の規定による明渡し請求の日若しくは第24条の2の規定による明渡しの期限が到来した日まで徴収する。

- 2 家賃は、毎月末日（月の途中で明け渡したときはその日）までにその月分を納付しなければならない。
- 3 入居者が第23条に定める届出をしないで県営住宅を立ちのいたときは、知事が明渡しの日を認定し当該認定による日をもって明け渡した日とみなす。

（家賃の減免及び徴収猶予）

第13条 知事は、入居者につき、収入が著しく低額である場合又は入居者若しくは同居者が病気、災害その他やむを得ない理由により著しく収入が減少し、若しくは支出が増加した場合において、特に必要があると認めるときは、家賃を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（敷金）

第14条 敷金は、第9条第1項に定める手続をするときに徴収するものとし、その額は、3月分の家賃に相当する額とする。

- 2 敷金は、入居者が県営住宅を明け渡すときに還付する。ただし、家賃又は損害賠償金の未納額があるときは、敷金のうちからこれを控除する。
- 3 敷金には利子をつけない。
- 4 知事は、災害その他やむを得ない理由により特に必要があると認めるときは、敷金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（収入の認定）

第15条 入居者（第11条第4項の規定により収入の申告をすること及び法第34条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると知事が認める者を除く。）は、毎年度、規則で定めるところにより、知事に対し、収入の申告を行うものとする。

- 2 知事は、毎年度、入居者の収入を認定したときは、当該入居者に通知しなければならない。
- 3 知事は、入居者が当該県営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者の収入が第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を当該入居者に通知しなければならない。
- 4 知事は、入居者が当該県営住宅に引き続き5年以上入居している場合において最近2年間引き続き政令第9条に規定する基準を超える高額の収入があるときは、前項に規定にかかわらず、当該入居者を高額所得者と認定し、その旨を当該入居者に通知しなければならない。
- 5 入居者は、前3項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。
- 6 知事は、前項の規定により入居者が意見を述べた場合は、当該意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定の更正等を行い、その旨を当該入居者に通知するものとする。
- 7 第5条の2第1項の規定による申込みをした者を県営住宅に入居させた場合における第3項及び第4項の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該県営住宅に入居している期間に通算する。
- 8 法第40条第1項の規定による申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された県営住宅に入居させた場合における第3項及び第4項の規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が新たに整備された県営住宅に入居している期間に通算する。

（収入超過者の家賃）

第16条 前条第3項の規定により収入超過者と認定された入居者が当該県営住宅に引き続き入居している場合における当該県営住宅の毎月の家賃は、第11条第1項又は第4項の規定にかかわらず、毎年度、政令第8条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するところにより、知事

が定める。

(高額所得者の家賃)

第16条の2 第15条第4項の規定により高額所得者と認定された入居者(以下「高額所得者」という。)が当該県営住宅に引き続き入居している場合における当該県営住宅の毎月の家賃は、第11条第1項又は第4項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃(第11条第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)とする。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第16条の3 法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、当該県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項若しくは第4項、第16条又は前条の規定にかかわらず、政令第12条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額する。

(公営住宅の用途廃止に係る家賃の特例)

第16条の4 公営住宅の用途廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を県営住宅に入居させる場合において、当該県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項若しくは第4項、第16条又は前条の規定にかかわらず、政令第12条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額する。

第4章 使用及び管理

(修繕費用の負担)

第17条 県営住宅及び共同施設の修繕(次条第1号に定める修繕を除く。)に要する費用は、県の負担とする。

2 入居者の責に帰すべき理由によつて前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、知事の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第18条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) たたみの表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの張替等の軽微な修繕及び給水せん、点滅器、その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(2) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(3) 汚物及びごみの処理に要する費用

(4) 共同施設の使用に要する費用

(入居者の保管義務等)

第19条 入居者は、県営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

第19条の2 入居者は、周辺的生活環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第20条 入居者は、県営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第21条 入居者は、県営住宅の用途を変更し、又は模様替えし、若しくは増築してはならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(長期不使用の届出)

第22条 入居者が県営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、知事の定めるところにより届出をしなければならない。

(明渡しの届出及び検査)

第23条 入居者は、県営住宅を明け渡すときは、7日前までに知事に届け出て住宅監理員(法第33条第2項の規定により知事が任命した職員をいう。以下同じ。)又は知事の指定する者の検査を受けなければならない。

(県営住宅の明渡し)

第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 入居者が不正の行為によつて入居したとき。

(2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 入居者が県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4) 入居者が第19条から第21条までの規定に違反したとき。

- (5) 入居者が正当な理由によらないで15日以上県営住宅を使用しないとき。
 - (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
 - (7) 県営住宅の借上げ（公営住宅の借上げのうち県営住宅に係るものをいう。）の期間が満了するとき。
- 2 前項の規定により県営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。
 - 3 県は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた入居者から、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することがある。
 - 4 県は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた入居者から、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することがある。
 - 5 知事は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
 - 6 法第32条第6項の規定による通知は、知事が行うものとする。
(高額所得者に対する明渡請求等)

第24条の2 知事は、高額所得者に対し、期限を定めて、県営住宅の明渡しを請求することができる。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた高額所得者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該県営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 県は、第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても県営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を当該高額所得者から徴収することがある。
- 5 知事は、第1項の規定による請求を受けた高額所得者又はその同居者が病気にかかっていることその他同項の期限の到来後に速やかに当該県営住宅を明け渡すことが困難であると認める特別の事情がある場合において、当該高額所得者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。
- 6 第13条の規定は、第4項の金銭について準用する。
(公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求)

第24条の3 知事は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する県営住宅を除去するため必要があると認めるときは、当該県営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。
(立入検査)

第25条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは知事の指示した者に当該住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときはあらかじめ当該住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当る者は、その身分を示す証明を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
(駐車場の使用)

第25条の2 県営住宅の入居者若しくは入居者の組織する団体又は第26条第2項の許可を受けた法第45条第1項に規定する社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）で駐車場（共同施設として設置されたものをいう。以下同じ。）を使用しようとするものは、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、県営住宅及び共同施設の管理上特に必要があると認めるときは、前項の許可を取り消し、同

項の許可に条件を付し、又は駐車場の使用の停止を命じることができる。

第25条の3 県は、前条第1項の許可を受けたものから、駐車場1区画1月につき2,800円の範囲内で知事が別に定める使用料を徴収する。この場合において、使用の期間が1月に満たない場合にあっては、日割計算によるものとする。

2 前項の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、前条第1項の許可を受けたものの責任によらない理由で駐車場を使用できなくなつたときは、その全部又は一部を当該許可を受けたものに還付することができる。

3 第12条第2項及び第13条の規定は、第1項の使用料について準用する。この場合において、第13条中「認めるとき」とあるのは、「認めるとき、又は社会福祉事業等の運営上特に必要があると認めるとき」と読み替えるものとする。

(指定管理者)

第25条の4 県営住宅及び共同施設の管理は、それらの設置の目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第25条の5 指定管理者は、知事が必要と認める基準に従い、県営住宅及び共同施設の管理を行うものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第25条の6 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 県営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務

(2) 入居者の募集の手続に関する業務

(3) 入居及び退去に係る説明に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、県営住宅及び共同施設の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前項の規定にかかわらず、知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)の規定に基づき県営住宅及び共同施設を整備する場合は、当該施設に係る前項各号に掲げる業務の一部を当該施設を整備した事業者に行わせることができる。

第5章 補則

(社会福祉法人等による県営住宅の使用)

第26条 知事は、県営住宅を社会福祉法人等に住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、県営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

2 前項の規定により県営住宅を住宅として使用しようとする社会福祉法人等は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

3 知事は、前項の許可に県営住宅及び共同施設の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

4 知事は、第2項の許可をしたときは、当該社会福祉法人等に対し、当該県営住宅を使用することができる日を通知しなければならない。

第26条の2 県は、前条第2項の許可を受けた社会福祉法人等から、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

第26条の3 知事は、県営住宅及び共同施設の管理上必要があると認めるときは、第26条第2項の許可を受けた社会福祉法人等に対し、当該県営住宅及び共同施設の使用について報告を求めることができる。

2 第17条から第19条の2まで及び第21条から第23条までの規定は、第26条第1項の規定による社会福祉法人等による県営住宅の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは、「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

(管理の特例)

第26条の4 法第47条第1項の規定により市町村又は山形県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条、第4条、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第2	知事	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長
------------------------------	----	---------------------

項及び第4項、第10条、第17条第2項、第24条の2第1項及び第5項、第25条の2		
第4条	終了、公営住宅建替事業（同条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）による公営住宅の除却	終了
第9条第1項及び第3項	知事の承認を受けたときは知事	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長の承認を受けたときは、当該市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長
第23条	知事に	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長に
	法第33条第2項	政令第15条の規定により読み替えて適用する法第33条第2項
	知事が	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長が
第23条及び第25条第1項	知事の	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長の
第25条第1項	知事は	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長は

(罰則)

第27条 知事は、入居者の詐欺その他の不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

(委任)

第28条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(営造物の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

2 営造物の設置、管理及び処分に関する条例（昭和24年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(山形県営住宅管理条例の一部改正)

3 山形県営住宅管理条例（昭和24年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(入居者資格の特例)

4 第5条の規定の適用については、当分の間、県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなす。

附 則（昭和37年10月9日条例第54号）

改正

昭和43年12月23日条例第42号

昭和46年3月18日条例第20号

昭和47年12月28日条例第48号

昭和49年12月28日条例第68号

昭和52年3月7日条例第6号

昭和55年3月3日条例第2号

昭和57年7月14日条例第29号

昭和61年7月24日条例第43号

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年3月28日条例第29号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年11月18日条例第81号）

この条例は、昭和39年11月20日から施行する。

附 則（昭和39年12月23日条例第86号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年4月23日条例第31号）

この条例は、昭和40年5月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月28日条例第18号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月21日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年12月22日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年10月12日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、県営住吉アパート2号及び県営土屋倉アパート2号に係る改正規定は、昭和44年3月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月23日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、山形県県営住宅条例第15条及び第16条の改正規定並びに同条例附則第2項の改正規定は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年7月14日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月8日条例第42号）

この条例は、昭和44年12月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月5日条例第5号）

改正

昭和49年3月4日条例第5号

昭和49年12月28日条例第68号

昭和52年3月7日条例第6号

昭和57年7月14日条例第29号

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年12月2日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月18日条例第20号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年10月13日条例第44号）

この条例は、昭和46年12月10日から施行する。

附 則（昭和47年3月3日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年11月29日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年12月25日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年12月28日条例第48号）

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の山形県県営住宅条例第2条第5号、第15条第3項及び第16条第2項の表並びにこの条例による改正後の山形県県営住宅条例の一部を改正する条例附則第2項の改正規定は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月22日条例第54号）

この条例は、昭和49年3月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月4日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の第15条の2第1項及び第2条の規定に

よる改正後の附則第2項の規定は、昭和48年11月24日から適用する。ただし、第1条中別表の改正規定は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月28日条例第68号）

この条例は、昭和50年1月1日から施行する。ただし、第1条中山形県営住宅条例第2条第5号、第15条第3項、第15条の2第1項並びに第16条第1項及び第2項の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条の規定は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月19日条例第21号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年7月14日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月8日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月7日条例第6号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県営住宅条例第4条第5号及び第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月3日条例第2号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県営住宅条例第4条第5号から第7号までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年10月15日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年7月14日条例第29号）

この条例は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則（昭和61年7月24日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の山形県営住宅条例第16条第2項の規定は、昭和61年7月1日から適用する。

附 則（平成3年3月19日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第3項、第15条の2第1項及び第16条第2項の改正規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年10月15日条例第61号）

この条例は、平成3年11月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び第3項、第8条並びに第24条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の山形県営住宅条例（以下「改正前の条例」という。）に基づき設置された県営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、改正後の山形県営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第4条から第5条の2まで、第11条から第13条まで、第14条第2項、第15条から第16条の4まで、第24条から第24条の3まで及び第27条の規定は適用せず、改正前の条例第4条、第5条（第4号を除く。）、第11条から第13条まで、第14条第2項、第15条から第16条の2まで、第24条、第24条の2及び第27条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の条例第4条中「撤去」とあるのは、「撤去、公営住宅の借上げ（法第2条第6号に規定するものをいう。）に係る契約の終了」と読み替えるものとする。

3 改正後の条例第11条第1項、第16条及び第16条の2の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、前項の県営住宅については、同項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても改正後の条例の例によりすることができる。

4 平成10年4月1日において現に附則第2項の県営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る改正後の条例第11条第1項及び第13条の規定による家賃の額（以下「新家賃額」という。）が改正前の条例第11条及び第13条の規定による家賃の額（以下「旧家賃額」という。）を超える場合にあっては、新家賃額から旧家賃額を控除して得た額に次の表の左欄に掲

げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃額を加えて得た額とし、その者に係る改正後の条例第16条又は第16条の2及び第13条の規定による家賃の額（以下「新超過者等家賃額」という。）が旧家賃額に改正前の条例第16条の規定による割増賃料の額を加えて得た額（以下「旧超過者等家賃額」という。）を超える場合にあつては、新超過者等家賃額から旧超過者等家賃額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧超過者等家賃額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

5 平成10年4月1日前に改正前の条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成11年3月19日条例第20号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月13日条例第78号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第83号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年7月8日条例第85号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 山形県県営住宅条例第2条に規定する県営住宅及び共同施設の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年3月16日条例第36号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第30号）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第4号及び第24条第1項第6号の規定は、この条例の施行の日以後に入居の申込みをした者について適用し、同日前に入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月21日条例第39号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第93号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定（「にあつては」を「並びに被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月9日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月13日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第29号）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係る改正前の第24条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月17日条例第14号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の3第2項の改正規定は、公布の日から施行する。